

岐阜県地域子ども支援賞取扱規程の運用について

子どもたちが地域で行う活動を支えてきた者に対して知事が行う感謝状の贈呈については、環境生活部長所管に係る知事名及び環境生活部長名による感謝状、賞状の授与取扱要領（平成18年4月1日施行）及び岐阜県地域子ども支援賞取扱規程（以下、「取扱規程」という。）に定めるほか、次により運用するものとする。

（用語の定義）

- 1 子どもとは、18歳以下の者（大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第52条に規定する大学またはこれに相当する教育機関を含む）以上の学生を除く）をいう。

（活動の定義）

- 2 贈呈の対象となる活動は、以下の（1）ア～（4）イに掲げる活動区分をいう。

（1）スポーツ関係分野

ア 学校での部活動の指導

学校が教育活動として、放課後等に希望者のみが参加して行う部活動の指導をいうが、学校部活動等指導功労者表彰（平成3年10月16日教育長決定）の対象となる者は除外する。
イ 地域のスポーツ少年団等スポーツ関係団体の指導

実費程度の経費で指導している団体であって、営利を目的としない団体であること

（2）文化関係分野

ア 学校での部活動の指導

学校が教育活動として、放課後等に希望者のみが参加して行う部活動の指導をいうが、学校部活動等指導功労者表彰（平成3年10月16日教育長決定）の対象となる者は除外する。
イ 地域の合唱団等文化関係団体の指導

実費程度の経費で指導している団体であって、営利を目的としない団体であること

（3）その他の分野

ア 子ども会等の指導

子ども会の活動の指導、ジュニアリーダー等の指導

イ 子どもの福祉ボランティア、環境保全等の社会貢献活動の支援

子どもたちが行う福祉ボランティア、環境保全、まちづくり等の社会貢献活動の企画・運営、コーディネート等の支援

ウ 休日等に子どもたちが行う地域での活動の支援

土曜教室等の運営、指導もしくはコーディネート等の支援

エ 地域の子育て支援

子どもの遊び場の運営、子育てサロンの運営等地域の子育て支援のための活動

オ 学校と地域をつなぐための活動

地域の住民が、学校が行う総合的学習の時間等に行う活動

カ 子どもの安全を守る活動

通学路等における見守り活動、登下校時の挨拶活動、パトロール活動

キ その他の活動

上記に該当しない子どもが地域で行っている活動の支援

3 2で示された活動は営利を目的とするもの、特定の主義主張の浸透を図ることを目的とするものを除く。

(贈呈の対象)

4 贈呈の対象となる者は、活動回数が通算10回以上かつ継続して3年以上の支援を行い、現に活動している個人及び団体をいう。

但し、職務の範囲内で行われる活動は贈呈の対象外とする。

また、すでに表彰を受けた者のうち、受賞から10年を経過した団体受賞者については、再表彰することができる。

(候補者の推薦)

5 取扱規程第4にある推薦者は岐阜県地域子ども支援賞候補者推薦調書を市町村の生涯学習担当へ提出し、市町村の生涯学習担当は、知事へ提出するものとする。

6 岐阜県地域子ども支援賞候補者推薦調書に記載する「対象となる活動等」には以下の内容がわかるように記入する。

- (1) 活動の年数
- (2) 活動の場所
- (3) 活動の立場
- (4) 活動の対象となる子どもの範囲と人数
- (5) 活動の頻度

7 候補者の推薦にあたっては、第2項で定めた活動分野(1)ア～(3)キのいずれかから1名推薦できるものとする。

8 第4項の再表彰に係る推薦にあたっては、岐阜県地域教育賞及び岐阜県地域子ども支援賞の被贈呈者により構成される団体の会長等は、当該団体に属する会員を推薦することはできない。

附 則

この運用は平成15年6月1日から適用する。

附 則

この運用は平成16年度の表彰から適用する。

附 則

この運用は平成17年度の表彰から適用する。

附 則

この運用は平成18年度の賞の贈呈から適用する。

附 則

この運用は平成20年度の賞の贈呈から適用する。

附 則

この運用は平成 21 年度の賞の贈呈から適用する。

附 則

この運用は平成 22 年度の賞の贈呈から適用する。

附 則

この運用は平成 29 年度の賞の贈呈から適用する。

附 則

この運用は令和 3 年度の賞の贈呈から適用する。

附 則

この運用は令和 4 年度の賞の贈呈から適用する。

附 則

この運用は令和 5 年度の賞の贈呈から適用する。